

災害医療支援病院の指定について

1 趣旨

県下を東部・南部・西部の3圏域に分け、それぞれの圏域において、「災害拠点病院」を支援・補完する医療機関を、本県独自に「災害医療支援病院」として位置付け、平成24年度から指定を行っている。

「南海トラフの巨大地震」の発生により、広範囲にわたり甚大な被害が想定される中、さらなる災害医療体制の強化を図るため、「災害医療支援病院」の追加指定を行うもの。

(※H24年11月指定済 東部：田岡病院、南部：阿南共栄病院、西部：ハウエツ病院)

2 役割

(1) 全ての患者が災害拠点病院に集中するのを防ぐため、被災地内のトリアージ拠点として被災者の受け入れを行う。

重症患者については、災害拠点病院へ搬送する。

(2) 圏域内における災害拠点病院被災時に、代替拠点として被災者の受入を行う。

(3) 災害拠点病院へ医師派遣等の支援を行う。

3 指定日

平成25年9月17日、災害医療支援病院の指定を行うとともに、各病院と「災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書」の締結を行った。

4 追加指定病院

東部圏域：「徳島県農業協同組合連合会 阿波病院」

南部圏域：「那賀町立 上那賀病院」

西部圏域：「三好市国民健康保険 市立三野病院」

専門分野：「(独)国立病院機構 徳島病院」、「同 東徳島医療センター」

災害拠点病院(11病院)

東部：県立中央病院、徳島大学病院、徳島市民病院、徳島県鳴門病院、麻植協同病院

南部：徳島赤十字病院、阿南医師会中央病院、海南病院、県立海部病院

西部：半田病院、県立三好病院